

◇医療機関での接種料金のお支払いと助成の申請について

予防接種をした方は、接種後に医療機関から予防接種料金を求められますので、一度お支払いください。その後、下の助成区分表の「申請必要」に該当する方は、役場で助成金の申請をします。

助成区分表

町内の医療機関で接種した場合		町外の医療機関で接種した場合	
65 歳以上は半額助成	全額助成の要件に当てはまる方	65 歳以上は半額助成	全額助成対象者
↓	↓	↓	↓
申請不要	申請必要	申請必要 (助成上限額あり)	申請必要

申請の方法 医療機関で料金を支払った後、次のものを持参のうえ役場で申請してください。

(接種料金の助成は申請後 2～4 週間後をめどに指定の口座に振り込みいたします。)

※インフルエンザの助成金申請は平成 27 年 3 月 31 日までに申請願います。

申請に必要なもの 予防接種の領収書、印鑑、振込先口座がわかるもの、全額助成対象者は身体障害者手帳など対象者であることを証明するもの

申請先 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）

住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

幼児（1 歳～3 歳）対象「水痘（水ぼうそう）予防接種」

1 歳～3 歳未満のお子さんが接種する「水痘（水ぼうそう）予防接種」が、10 月 1 日から定期的予防接種となりました。なお、今年度に限り 3 歳～5 歳未満のお子さんが接種する場合も対象となります。

(予防接種の回数には平成 26 年 9 月までに任意で接種した分を接種回数に含みます。)



予防接種の内容

対象疾病	ワクチン名	接種時期（望ましい時期）	内容・間隔
水痘 (水ぼうそう)	水痘ワクチン	初回接種：生後 12～15 か月 追加接種：初回接種後 6～12 か月後	1～3 歳未満は 2 回接種 次の接種まで 3 か月以上あける
		【経過措置】 初回接種 生後 36～59 か月 (平成 27 年 3 月 31 日までの接種)	3～5 歳未満は 1 回接種

接種を行う場所（前日までに直接予約をしてください。）

追分菊池病院（☎252531）：診療時間内（月・水曜日の 15 時以降は優先）

畑山医院（☎22250）：毎週火・金曜日（14 時～15 時）

予防接種料金

- ・上記町内の医療機関で接種する場合は無料です。
- ・事情により町外の医療機関で接種する場合は、手続きが必要となりますので、接種をする前に健康福祉課健康推進グループまでご連絡ください。

申請等手続き 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）

住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

問合せ

健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）☎25 2425